

佐倉市立臼井公民館外1施設E S C O事業提案審査要領

佐倉市立臼井公民館外1施設E S C O事業に係るE S C O提案の審査は、「佐倉市立臼井公民館外1施設E S C O事業提案審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、次のとおり行います。

1 審査

応募者からの提出された提案書について、提案の内容及び実行能力を「佐倉市立臼井公民館外1施設E S C O事業提案書審査評価項目（以下、「評価項目」という。）」により審査委員会にて審査します。なお、審査の過程において、応募者に対しヒアリングを実施する場合があります。

2 選定

審査結果により提出された提案の中から最優秀提案として最も優れている提案を1件選定し、順位を付してその他数件の優秀提案を選定します。ただし、「5 最低基準点」に定める最低基準点に達しない提案は、合計評価点にかかわらず、最優秀提案及び優秀提案のいずれにも選定しません。

3 審査結果の通知・公表

審査結果は、提案者に文書で通知します。また、選定された提案の概要を含む審査結果については、本市のホームページなどを通じて公表します。なお、審査結果に対する異議の申し立ては受け付けません。

4 優先交渉権者

最優秀提案を提案した者を、E S C O契約に向けての優先交渉権者とし、優秀提案を提案した者を次点者とします。

5 最低基準点

「環境面」及び「技術面」の評価項目の全てにおいて、0点評価が一つもないこと。

6 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、該当することが分かった時点で審査を取りやめ、失格とします。

- ① 期限までに必要書類が提出されない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 本募集要項に示す要件を満たしていないと認められる場合